

## 箕輪町インターンシップについて

箕輪町では、町政への理解を深め、就業意識を高めていただくため、学生の皆さんを対象にインターンシップ（就業体験）の受け入れを行っています。

### ◇ 対象者

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき設置された大学院、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校に在学する学生、生徒

### ◇ 受け入れの流れ

1. 大学等のインターンシップ担当部署等を通じてインターンシップ申込書、インターンシップ希望確認票を提出いただきます。
2. インターン希望部署と受け入れ可否、日程調整を行います。
3. 大学等の担当部署宛、受け入れ日程をご連絡します。
4. 調整ができましたら、大学等と箕輪町で協定を締結します。
5. 誓約書を提出いただき、協定に基づきインターンシップを実施します。

### ◇ 留意事項

- ・実習に当たって、報酬、交通費、食費等は一切支給しません。
- ・実習期間中における事故や災害等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し実習期間中の事故や災害に関しては、実習生及び大学の責任で対応いただきます。
- ・実習生には、町職員の指示に従い、実習期間中は実習に専念するとともに、町職員が遵守すべき法令、条例等を遵守していただきます。
- ・実習生には、実習期間中に知り得た秘密について、実習期間中のみならず、実習終了後においても、守秘義務があります。
- ・実習生が実習の聖歌としてレポート等を外部に提出する又は発表する場合には、事前に、実習生を受け入れた部署の承諾を受ける必要があります。
- ・実習生としてふさわしくない行為があった場合には、実習を停止する場合があります。

### お問い合わせ先：

〒399-4695 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地

箕輪町役場 総務課人事係

電話：0265-79-3144（内線 1111,1112）

E-mail soumu@town.minowa.lg.jp